令和７年度第１回安来市総合教育会議次第

開催日：令和７年８月２８日（木）
１５時００分～
会　場：安来庁舎３０１会議室

１　市長あいさつ

２　議　題

（１）安来市立小中学校適正配置について（資料１）

（２）安来市教育大綱改定に向けて（資料２）

３　その他

安来市総合教育会議名簿

氏　名	選出区分等	備　考
田中　武夫	市長	議　長
秦　誠司	教育委員会(教育長)	
平野　千恵	教育委員会(委員)	
青砥　洋	教育委員会(委員)	
原　智	教育委員会(委員)	
寺田　禎	教育委員会(委員)	

安来市小中学校適正配置について　　**資 料 Ⅰ**

１．広瀬、山佐、布部小学校再編準備会について

（１）再編準備本部会議及び各部会開催状況

第２回再編準備本部会議

日時：令和７年８月１９日（火）１９時

場所：広瀬中央交流センター

（２）内容

ア．各部会長から第１回部会での協議結果等の報告を行った。

イ．再編準備会の決定事項

①再編の方法については、山佐小学校と布部小学校を閉校し、広瀬小学校を統合小学校として継続する。

②再編後の校名は「広瀬小学校」とする。

③学校徴収金、文書管理、備品管理、学校事務に関すること。

（３）今後の予定

第２回合同部会を９月１６日に開催し、協議項目などについて具体的な検討や協議を進める。

２．小学校再編に伴う広瀬小学校改修工事設計業務委託について

（１）請負者：有限会社ケーアイ建築設計安来支店

（２）請負金額：８，２５０，０００円

（３）履行期間：令和７年８月９日から令和８年３月１６日

３．第二中学校、伯太中学校再編地域協議会について

（１）第６回開催状況

日時：令和７年８月２２日(金)　１９時

場所：伯太中央交流センター（わかさ会館）

（２）内容

下記の３項目について合意書を取り交わした。

①第二中学校と伯太中学校を再編すること。

②再編後の中学校の場所については、現在の第二中学校とその隣接地とすること。

③開校時期については、令和１３年度を目途に開校を目指すこと。

（３）今後の予定

再編地域協議会は解散し、今年度は校舎建設へ向けて基本構想、基本計画を策定する予定である。再編準備会については、令和９年度頃に立ち上げる予定である。

４．伯太地区４小学校再編地域協議会について

（１）第３回開催状況

日時：令和７年８月２２日(金)　１９時３０分

場所：伯太中央交流センター（わかさ会館）

（２）内容

下記の３項目について合意書を取り交わした。

①安田、母里、井尻、赤屋各小学校を再編すること。

②再編後の小学校の場所については、現在の伯太中学校とすること。

③開校時期については、令和１４年度を目途に開校を目指すこと。

ただし、これに先駆けて井尻小学校は令和９年４月１日から現母里小学校へ再編する。

（３）今後の予定

再編地域協議会は解散し、今後は新設中学校の進捗状況を見ながら、再編準備会の立ち上げを行う予定である。

５．第二中学校校区３小学校の再編について

（１）再編候補地

能義小学校、第二中学校、南小学校、宇賀荘小学校

（２）新設中学校との調整

第二中学校と伯太中学校の再編場所が、第二中学校とその隣接地に決定したことにより、今年度は新設中学校の基本計画を策定することとなるが、現第二中学校校

舎を小学校再編場所とする場合、その基本計画に影響することから、第二中学校、伯太中学校再編地域協議会の委員に対し、小学校の再編場所について意見を伺った。

（３）今後の予定

早期に再編地域協議会を立ち上げ、再編場所について協議を行う。

６．（仮称）飯梨小学校、荒島小学校再編地域協議会について

（１）第１回開催状況

日時：令和７年１０月２日(木)　１９時

場所：荒島交流センター

（２）内容

再編地域協議会の設置、会長選出及び協議会の趣旨説明を行う予定である。

（３）委員数

校区から各６名

資 料 2

第２期

安来市教育大綱

～ふるさとを愛し
未来を たくましくきり拓き
社会に貢献する 心豊かな人づくり～

安 来 市

令和２年３月　制定

令和５年１１月　改定

【大綱策定の背景と趣旨】

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、市長が総合教育会議において協議の上、安来市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

平成２８年２月に策定した大綱が令和元年度に終期となることから、令和２年度を始期とする第２期大綱を策定しました。

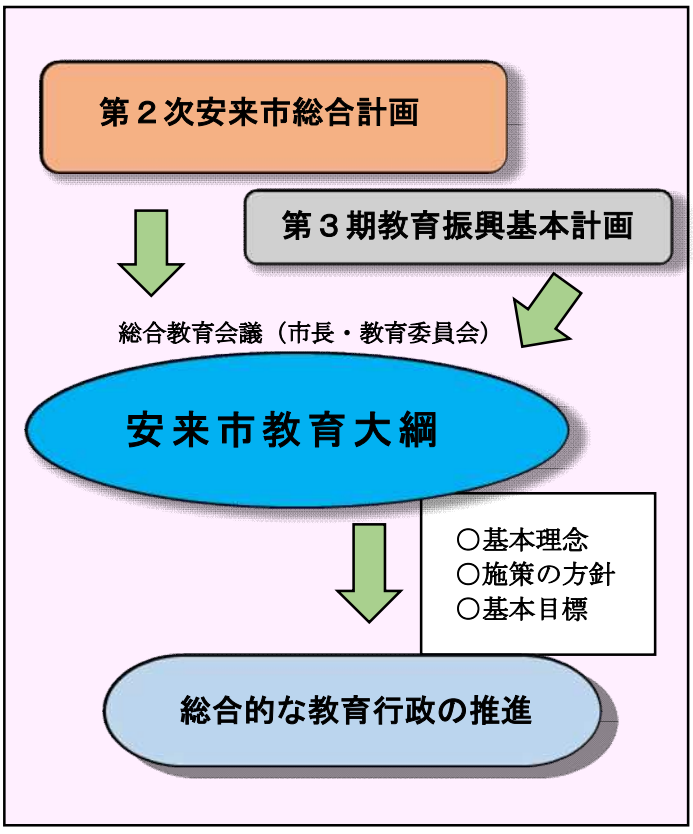
【大綱の実施期間】

上位計画である「第２次安来市総合計画」の後期基本計画が令和２年度から令和７年度までとしていることから、大綱の実施期間もこれに合わせ令和２年度から令和７年度までの６年間とします。

なお、この期間内においても、教育に関する社会状況の変化等を踏まえ、大綱を見直す必要が生じた場合は、総合教育会議において適宜協議するものとします。

【大綱の位置付け】

安来市では、「第２次安来市総合計画」に基づき、加えて国が策定した「第３期教育振興基本計画」を参酌し、基本理念及び取り組むべき施策の根本となる方針を示した大綱を定め、時代の変化に対応した教育行政を総合的に推進し、学校教育や社会教育の更なる充実に努めてまいります。



基本理念

ふるさとを愛し
未来を たくましくきり拓き
社会に貢献する 心豊かな人づくり

中海と中国山地にいだかれ、豊かな平野が広がる、自然に恵まれたふるさと、安来。歴史と文化に育まれ、多様な産業が息吹く中で、人々が支え合い手を取り合って暮らしています。

この素晴らしいふるさとがより発展し、より住みよい市となるよう、豊かな未来を築く担い手を育てるのは安来市教育の使命です。

安来市では「学校教育の充実」「学びを通じた市民活動の推進」「学びを支える子育て支援の充実」の大きな柱を基軸として、子どもから大人まで一人ひとりを大切にした教育を推進し、安来を愛し、人や自然を大切にする心豊かな人づくり、そして、安来の未来をたくましくきり拓くとともに、新時代へ飛躍し、広く社会に貢献できる人づくりを目指します。

基本理念に込められた思いを、教育に携わる人はもとより市民と共有し、安来市の教育の推進に積極的に取り組みます。

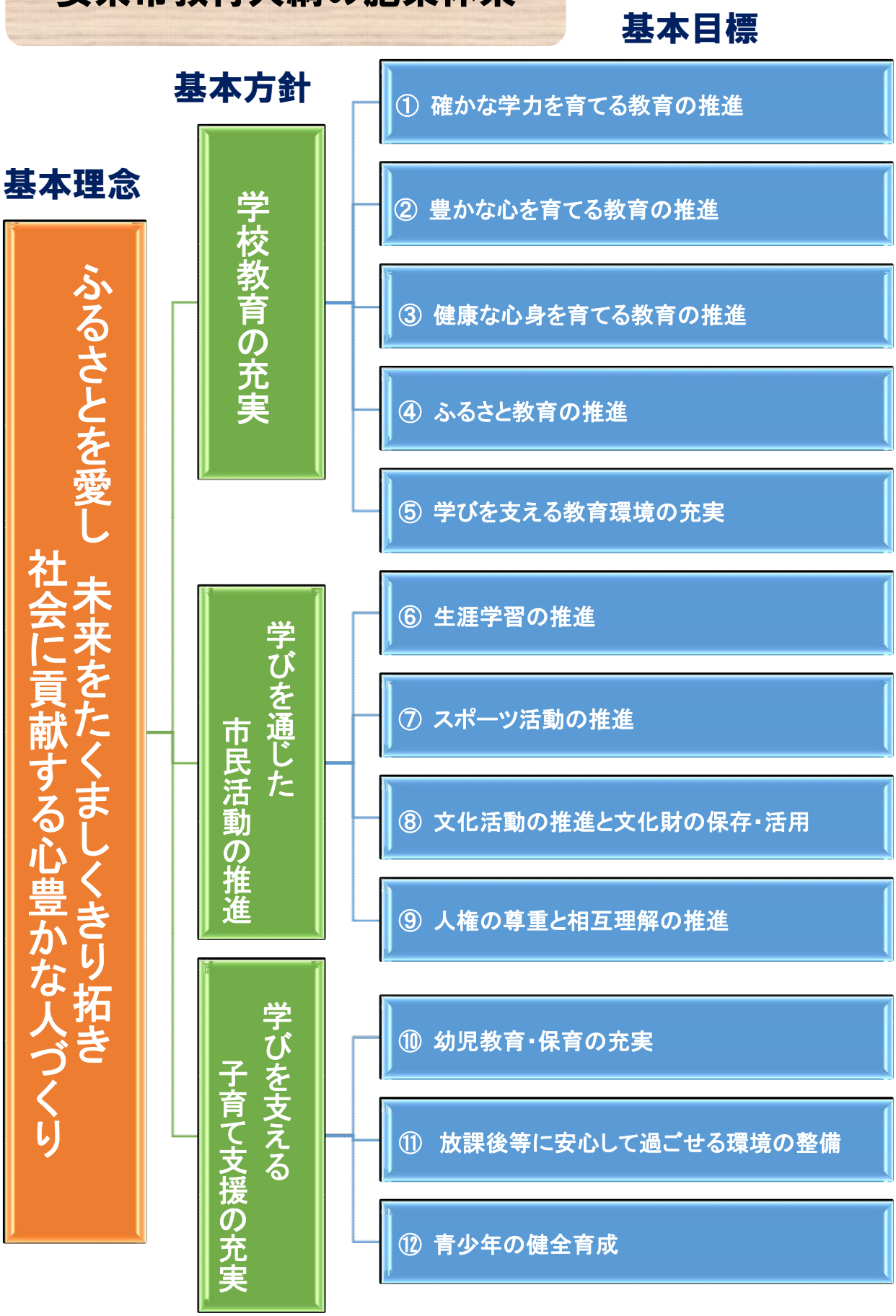






安来市の花・木・鳥・魚

安来市教育大綱の施策体系



方針１　学校教育の充実

基本目標①　確かな学力を育てる教育の推進

新しい時代に必要となる資質・能力を育てるため、「知識・技能」の習得、「学ぶ意欲」の涵養、「思考力・判断力・表現力」の育成を図ります。さらに、子ども自らが主体的・対話的に深く学ぶ授業や細やかな指導を通して、個々の能力を引き出し伸ばすとともに、自分で課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に問題を解決する資質や能力を育みます。

【主な取組み】

〇学力の向上　〇外国語教育　〇ICT 活用教育　〇特別支援教育

基本目標②　豊かな心を育てる教育の推進

豊かな心は、人を思いやる心や自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にする心などです。心の教育を推進し、感性や道徳心、人権感覚や態度を育て、自他を尊重し、地域社会でともに生きる人間性や社会性を育みます。

【主な取組み】

〇ふるまいの向上　〇人権教育（後掲）　〇道徳教育　〇いじめの未然防止

基本目標③　健康な心身を育てる教育の推進

心身の健康は、生涯にわたって輝いて暮らす活力の基となります。生活習慣や食育に関する指導や体力・運動能力を高める指導、自らの生命を守るための安全教育を通して、心身の健康の保持増進を図るとともに、たくましい体を育みます。

【主な取組み】

〇体力づくり　〇食育　〇生活習慣づくり　〇安全教育





基本目標④　ふるさと教育の推進

ふるさと安来の豊かな自然、ひと、もの、ことを通した教育を推進し、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることを通して、ふるさとに愛着を持ち、貢献しようとする心や態度を育むとともに、広い視野と国際的な感覚をもった子どもを育みます。

【主な取組み】

〇ふるさと教育（後掲）　〇キャリア教育　〇環境教育

基本目標⑤　学びを支える教育環境の充実

子どもたちが安心して学べるよう経済的支援の充実や、特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るとともに、一人ひとりの社会的な自立に向けた能力や態度を育てるため、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校間の連携体制づくり、『社会に開かれた教育課程』の実現に向けて学校・家庭・地域の連携協働体制の整備等、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進します。

また、子どもたちが安全で安心して学校生活を送り、自らの力を発揮できるよう快適な教育環境の充実のため、施設・設備等の整備を進めます。

子どもたちが充実した学校生活を送るために、教員の指導力の向上を図るとともに、ゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、学校運営の改善を進めます。

【主な取組み】

〇就学援助費の充実　〇インクルーシブ教育システムの構築

〇保幼小中の連携推進　〇学校・家庭・地域の連携協力体制の整備

〇学校施設の維持管理　〇ICT 環境の充実　〇学校の業務改善

方針２　学びを通じた市民活動の推進

基本目標⑥　生涯学習の推進

市民一人ひとりが、生涯にわたり学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会を目指していきます。
また、社会教育施設や交流センターで行う社会教育活動を通じて地域づくりを担う人材の育成を推進します。
さらに学校を核とした地域づくりを進めていくため、学校・家庭・地域の連携した協働体制の整備を進めます。

【主な取組み】

〇学習の場の提供　〇ふるさと教育の推進（前掲）　〇地域人材の育成

〇消費者教育の推進

基本目標⑦　スポーツ活動の推進

「どこでも、だれでも、いつまでもスポーツの『楽しさ』『喜び』を実感できるまち」を目指し、市民一人ひとりの多様なニーズに応じたスポーツ活動が実践できる環境づくりを推進します。また、競技力向上に向け、選手や指導者の育成だけではなく、競技に関わる組織や団体の体制整備や支援強化に努めます。

【主な取組み】

〇市民の体力向上及び健康づくりの推進　〇障がいのある人のスポーツの推進

〇スポーツ文化の継承　〇スポーツ競技力の向上

〇スポーツを通したネットワークづくり

基本目標⑧　文化活動の推進と文化財の保存・活用

総合文化ホール・アルテピアを拠点施設として、多彩な文化芸術活動や人との交流を通じて市民の心豊かな生活を醸成し、次世代を担う子どもたちの育成や地域の文化の土壌を耕すことで、安来市の活性化につなげます。

また、月山富田城跡をはじめ重要な文化資源が非常に多いという特性を生かし、民間の活力を導入するなど、その保存・継承、活用に努めてまいります。

【主な取組み】

〇文化・芸術に親しみやすい環境整備　〇文化財・伝統文化の保存・活用

基本目標⑨　人権の尊重と相互理解の推進

様々な人権課題の解決のために、市民一人ひとりが日常生活の中で人権に関する課題に気づき、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育、啓発の推進に努めます。また、性別にとらわれることなく個性の能力が十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

非核平和宣言自治体として、市民の平和意識の向上にむけ平和教育を推進します。

姉妹都市も含め幅広い国々との交流を視野に入れて、グローバル人材の育成を目指し、国際交流を行ってまいります。

【主な取組み】

〇人権教育の推進（前掲）　〇男女共同参画の推進　〇多文化共生の推進

〇国際交流の推進　〇平和教育の推進







方針３　学びを支える子育て支援の充実

基本目標⑩　幼児教育・保育の充実

子ども・子育て支援事業計画に沿って子育て支援施策を推進します。子ども一人ひとりの心の育ちに寄り添い、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。

【主な取組み】

〇教育・保育の充実

基本目標⑪　放課後等に安心して過ごせる環境の整備

子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。

【主な取組み】

〇放課後児童クラブの整備　〇交流センターと連携した居場所づくり

基本目標⑫　青少年の健全育成

家庭や地域、学校、関係機関が一体となって青少年の健全な育成を図るため、地域全体で青少年を健やかに育む意識の啓発などの環境づくりを進めます。

【主な取組み】

〇地域・家庭の教育力の向上　〇電子メディアの適切な利用

〇豊かな人間性を育むための多様な体験活動の機会の提供

〇青少年を取り巻く有害環境対策の推進

Q&A

Q１ 来年４月１日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成２７年４月１日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q２ 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q３ 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q４ 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議･調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q５ 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q６ 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることに鑑み、４～５年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。
法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

平成27年４月１日施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①
教育長
教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT②
教育委員会
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT③
総合教育会議
すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT④
大綱
教育に関する「大綱」を首長が策定

文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

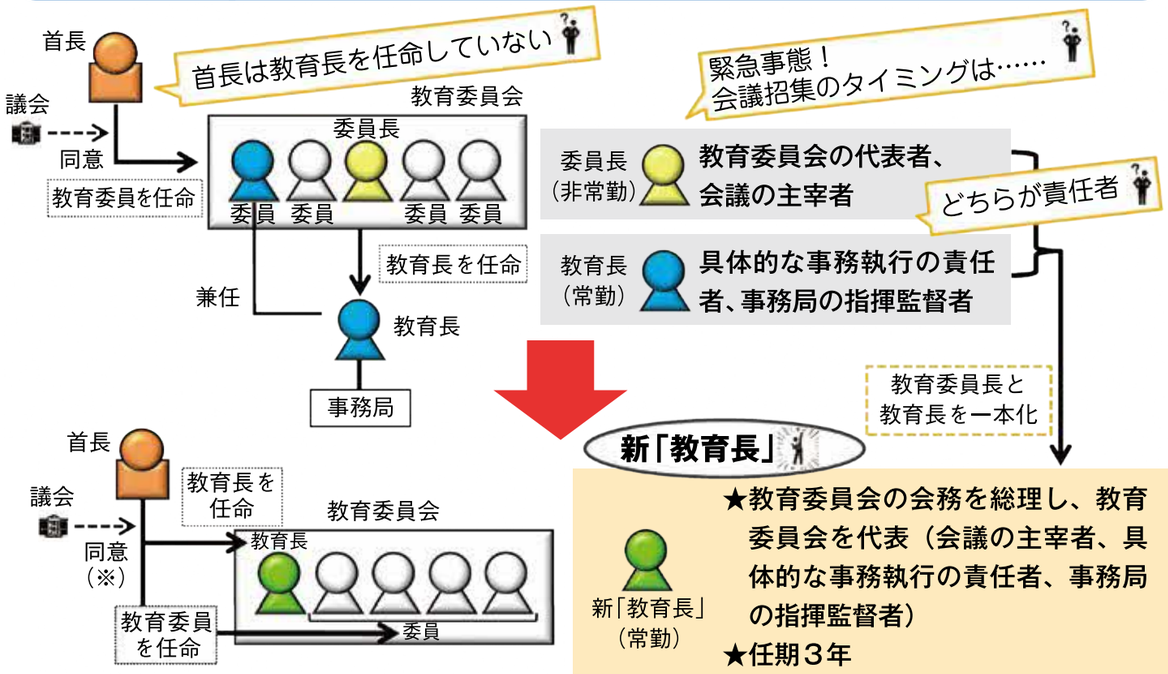
教育委員会の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

◆教育委員会は、引き続き、執行機関
◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長　教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

✓首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

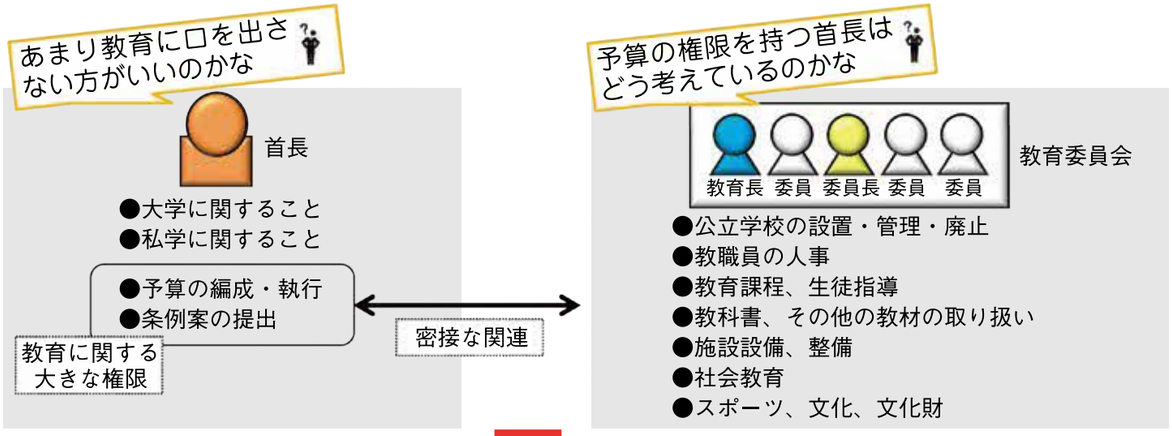
✓第一義的な責任者が教育長であることが明確に
✓緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会　教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 ・教育委員の定数１／３以上からの会議の招集の請求
 ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議　すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議の設置



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。
 （必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 ①教育行政の大綱の策定
 ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
✓首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱　教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

安来市総合教育会議設置要綱

（設置）

第１条　この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、安来市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び当該協議のための事務調整を行うものとする。

（１）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。

（２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。

（３）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（４）その他市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　総合教育会議は、市長及び教育委員会で組織する。

（会議）

第４条　総合教育会議の会議は、市長が招集する。

２　教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。

３　会議の議長は、市長をもって充てる。

（関係者の出席）

第５条　総合教育会議は、第２条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求めて当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第７条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

２　会議に関する教育委員会事務局内での調整は、教育委員会教育総務課において行う。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか総合教育会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。